

第3章 環境行政の推進

1. 成田市環境基本条例

今日の複雑・多様化する環境問題に適切に対応し、市域の自然的社会的条件を活かした環境保全施策の的確かつ効果的な推進を図るために、本市では、平成9年3月に「成田市環境基本条例」を制定しました。この条例は、「健全で恵み豊かな環境の次世代への継承」、「環境への負荷をできる限り低減し持続的に発展できる社会の構築と環境の保全上の支障の未然防止」、「地域の自然・文化・産業等の調和のとれた快適環境の実現」、「地球環境保全の推進」を基本理念とし、市民、事業者及び市の責務や環境の保全及び創造に関する基本的施策を推進するための、「成田市環境基本計画」の策定等について規定しています。

※ 成田市環境基本条例の全文は、資料編に掲載しています。

2. 成田市環境基本計画

平成9年3月制定の「成田市環境基本条例」では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成田市環境基本計画」の策定を定めています。

これに基づき、本市では、平成12年3月に「成田市環境基本計画」を策定し、環境行政を率先して進めてきました。また、平成20年3月には、市町合併後の新市における新たな環境施策の方向性や、市民・事業者・市が日常生活や事業活動の中で自主的に環境配慮を進めるための指針などを定めた、新たな「成田市環境基本計画」を策定しています。計画の期間は平成20年度から29年度までの10年間としていますが、めまぐるしく変化する環境動向や計画の進捗状況等を考慮し、平成26年3月に中間見直しを行いました。

(1) 計画の対象

①環境の範囲

本市の環境特性を考慮し、自然環境や地球環境への配慮、生活環境の保全及び都市環境の創造に関する四つの分野を対象にするとともに、環境学習や開発事業等における環境配慮など、環境と関連を持つ分野を対象とします。

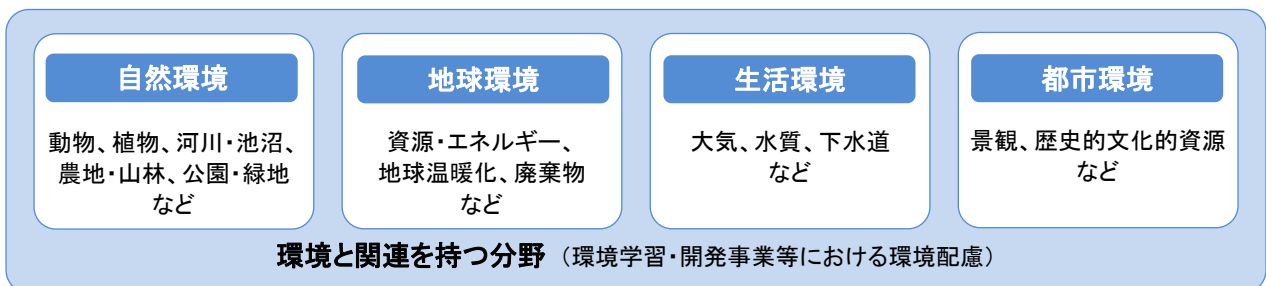


図3-1 成田市環境基本計画で対象とする環境の範囲

②計画の推進主体

環境問題は、市だけで解決できる問題ではなく、市民・事業者も共に環境配慮行動を推進していくことが求められます。本計画が着実に実行され、その効果を発揮するためには、市民・事業者・市の三者協働での推進が不可欠となります。

(2) 計画の期間

計画の目標期間は、平成 20 年度から平成 29 年度までの 10 年間です。なお、本計画の中間にあたる平成 25 年度には、各施策の実施状況の点検評価を行うとともに、社会経済状況、市民の意向、本市総合計画及び国・県などの関連計画の変化を踏まえ、計画の見直しを行いました。

(3) 計画の体系

「成田市新総合計画」の基本理念と将来像、「成田市環境基本条例」の基本理念を踏まえ、市の環境の課題を考慮し、本市の望ましい環境像（将来環境像）を、「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」と掲げています。

「自然と文化を育み 地球にやさしい環境都市 成田」とは、豊かな自然と文化を、もったいないという気持ち、思いやりの心を持って大切にし、育み、次の世代へと伝え、子どもからお年寄りまで、毎日快適に安全・安心に暮らせる生活環境を整え、さらに、国際空港所在都市として、地球温暖化を代表とする地球環境問題に積極的に取り組み、世界に発信できるような環境都市成田を目指すという考え方を示しています。

この目指すべき将来の環境像を達成するため、4 つの基本目標を設定し、環境施策を進めていきます。

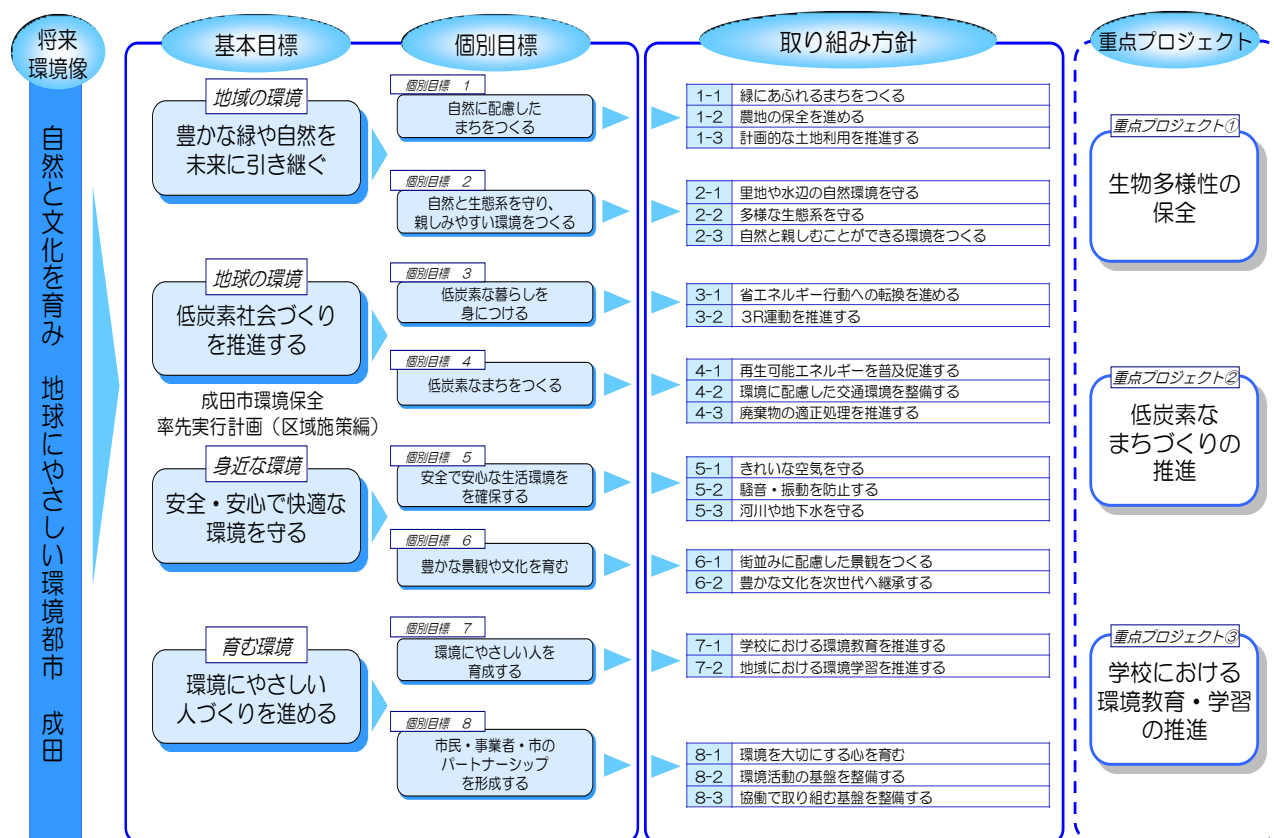


図 3-2 成田市環境基本計画の将来環境像と施策の体系図

(4) 成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）では、特例市以上の地方公共団体に、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を盛り込んだ実行計画を策定することが義務付けられていますが、本市を含めたその他の地方公共団体については策定は努力義務となっています。しかしながら、地球温暖化の深刻化や東日本大震災以降のエネルギーの需給問題等から、節電や省エネルギーへの一層の取り組みが求められている現状を踏まえ、温室効果ガスの削減目標や削減のための取り組みを位置付けた「成田市環境保全率先実行計画（区域施策編）」を「成田市環境基本計画」に包括する形で新たに策定しました。

①対象とする温室効果ガス

国・県における温室効果ガス排出量の9割以上が二酸化炭素（CO₂）であることから、本計画で対象とする温室効果ガスはCO₂のみを対象とします。

②削減目標

本市のCO₂排出量の将来推計では、人口増加に伴って今後もCO₂排出量が増加する予測となっており、短期間でのCO₂排出量の大幅な削減は困難な状況です。しかし、地球温暖化やエネルギー問題は早急に取り組むべき課題であることから、以下の削減目標を設定し、着実に取り組みを推進していきます

**削減目標：計画の目標年度（平成29（2017）年度）までに、
CO₂排出量を平成22（2010）年度比で4%削減する**

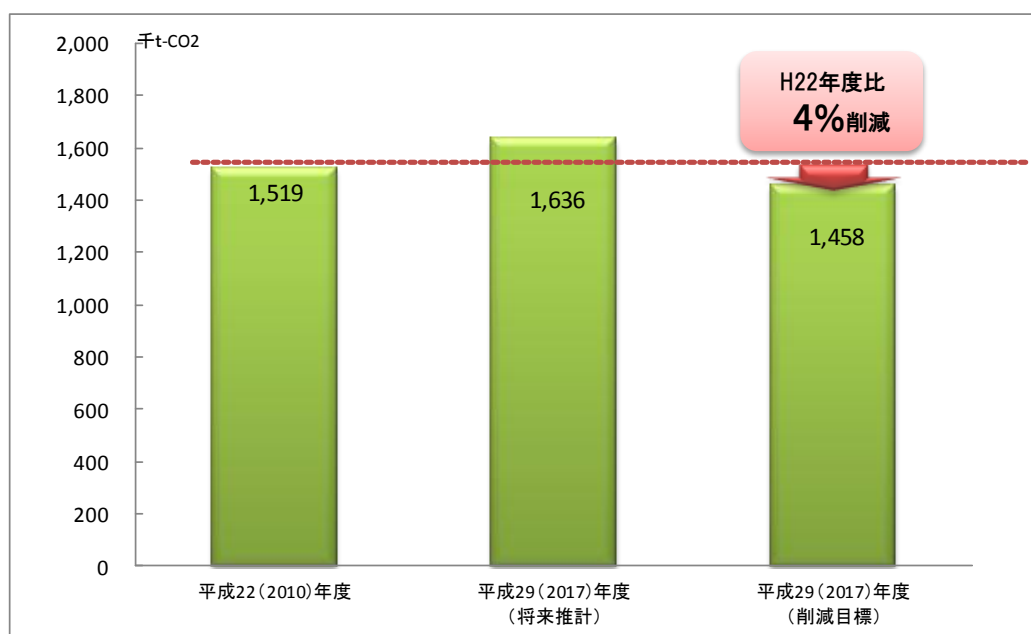


図 3-3 本市の削減目標

※ 成田市全体のCO₂排出量は、環境省が公表している「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」に基づき算定されたものですが、極めて簡易な推計手法を採用しているため、推計結果はあくまでも参考値となります。

3. 成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）

平成20年3月に策定した「第2次成田市環境保全率先実行計画」の計画期間が平成24年度末をもって終了したことから、計画の見直しを行い、平成25年3月に「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」を新たに策定しました。

(1) 基本的事項

①計画策定の目的

市自らが「成田市環境基本計画」に定める環境配慮行動を率先して実践していくため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（温対法）第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画（事務事業編）」や「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に基づく基本方針に示される事項、及び「ISO14001に基づく環境マネジメントシステム」による取組事項を盛り込んだ「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」を策定し、環境にやさしいエコオフィスづくりを推進していくことを目的としています。

②計画の位置付け

「成田市役所エコオフィスアクション（第3次成田市環境保全率先実行計画）」の位置付けは、以下に示すとおりです。

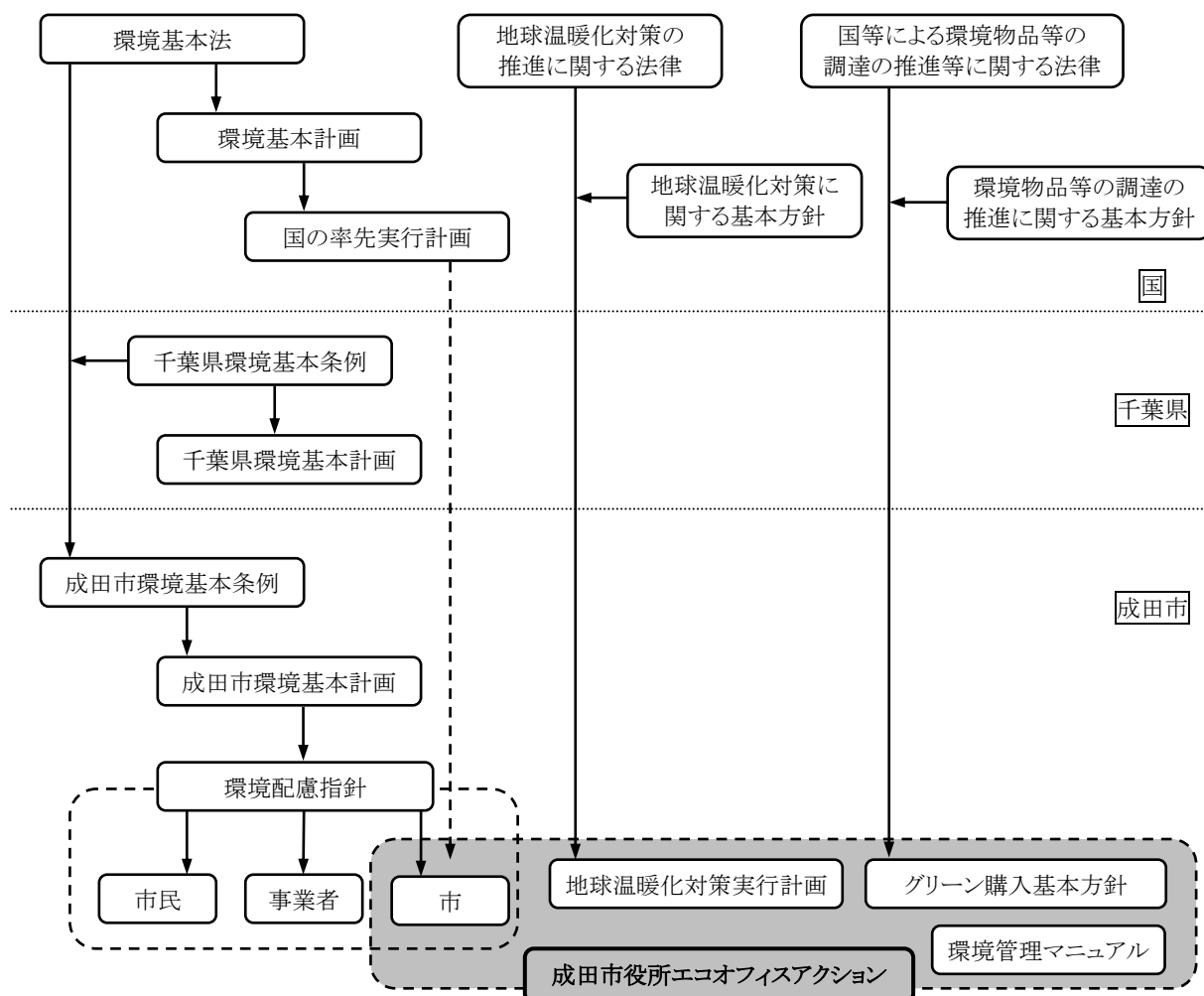


図3-4 成田市役所エコオフィスアクションの位置付け

③計画の期間

平成23年度を基準年度とし、平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とします。

④対象範囲

本市すべての事務及び事業を対象としています。対象とする施設等は出先機関を含む全てとし、指定管理者制度により外部に運営を委託している施設も含めるものとします。

⑤温室効果ガス総排出量の削減目標

目標年度（平成29年度）における市の事務及び事業全体の温室効果ガス総排出量を、基準年度（平成23年度）に比べ6.0%削減することを目標とします。なお、ごみ処理及びし尿処理に伴い発生する温室効果ガスを除いた「市役所分」についても6.0%削減することを目標としています。

表3-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

(単位: t-CO₂)

	平成23年度 基準値	平成29年度 目標値	削減目標 6% 削減値
温室効果ガス 総排出量	28,998	27,258	1,740

※ 基準年度（平成23年度）の排出係数を用いて算出。

(2) 温室効果ガス総排出量

平成26年度の温室効果ガス総排出量は42,196 t-CO₂であり、基準年度（平成23年度）と比較し45.5%の増加となりました。分類別にみると「市役所分」は4.6%の増加、「ごみ処理及びし尿処理分」については、82.4%の増加となっています。

※ 温室効果ガス総排出量の算定にあたっては、ごみ処理及びし尿処理に伴い発生する温室効果ガス（「ごみ処理及びし尿処理分」）と「ごみ処理及びし尿処理分」を除いた「市役所分」とに分けて集計を行っています。

(3) 計画の進行管理

計画の効果的な推進を図るため、環境マネジメントシステムの基本であるPDCAサイクルによる継続的改善の考え方を取り入れ、進行管理を行います。

4. 総合的環境保全施策

(1) 条例等

本市は、昭和 47 年 3 月、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するために「成田市公害防止条例」を制定しました。また、平成 9 年 3 月には、環境の保全及び創造についての基本理念や施策、地球全体の環境保全の推進等を盛り込んだ「成田市環境基本条例」を定めました。この他に環境行政に係る条例として、主に次の条例があります。

- ・ 成田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・ 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例
- ・ 成田市空き地に係る雑草等の除去に関する条例
- ・ 成田市航空機公害防止条例
- ・ 成田市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例
- ・ 成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
- ・ 成田市リサイクルプラザの設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市墓地等の経営の許可等に関する条例
- ・ 成田市霊園の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市斎場の設置及び管理に関する条例
- ・ 成田市霊柩車の運行及び祭具の貸出しに関する条例
- ・ 成田市愛玩動物葬祭施設の設置及び管理に関する条例

(2) 千葉地域公害防止計画

①計画策定の目的

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害の防止を図ることが著しく困難になるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第 17 条の規定に基づき都道府県知事が策定する計画です。

②計画策定の経緯

昭和 45 年度に千葉・市原地域、昭和 47 年度に江戸川流域の公害防止計画が策定され、昭和 49 年度に両計画を統合した「千葉臨海地域公害防止計画」が策定されました。

さらに、生活環境の悪化や公害問題の広域化に伴い、印旛沼、手賀沼地域等の拡大が図られ、平成元年度には名称を「千葉地域公害防止計画」と改め、各種の公害防止施策を推進してきました。しかしながら、依然として改善すべき問題が存在することから、平成 24 年 3 月、新たに平成 23 年度から平成 27 年度までを計画期間とする「千葉地域公害防止計画」が策定されました。

同計画の対象地域は、千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、印西市及び白井市の 21 市となっています。

(3) 生活排水対策推進計画

①計画策定の経緯

水質汚濁防止法により、都道府県知事は、水質環境基準が確保されていない公共用水域等において生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該水域の水質の汚濁に関係がある地域を「生活排水対策重点地域」として指定しなければならないと規定されています。重点地域に指定された市町村は、生活排水対策の実施を推進するための「生活排水対策推進計画」を定める必要があります。

本市を含む印旛沼流域等7市町が平成5年3月に生活排水対策重点地域に指定されたことを受けて、平成6年3月に「成田市生活排水対策推進計画」を策定し、生活排水対策を推進してきました。これにより、生活排水による汚濁は一定の削減を図ることができたものの、今後も更なる生活排水対策を計画的に推進していくために、平成22年3月に新たな「成田市生活排水対策推進計画」を策定しました。また、計画策定より5年が経過したことから、計画の進捗状況や社会情勢等を考慮し、平成27年度に中間見直しを行います。

②計画の概要

本計画では、生活排水処理施設の整備に関する「きれいな水環境を確保する」、生活排水対策に係る啓発に関する「環境にやさしい人を育成する」の2つを生活排水対策の実施の推進に関する基本方針とし、「世界の人々が訪れる成田の川を世界に誇れる美しい川にしよう」をスローガンとした施策を展開することとしています。

③計画の目標等

基準年度：平成19年度 目標年度：平成33年度

し尿及び生活雑排水を適正に処理している生活排水処理人口の目標：93.5%以上

生活排水による汚濁負荷量削減目標：BOD58%削減 COD50%削減

全窒素36%削減 全りん32%削減

④計画の進捗状況

本計画における目標に係る指標のうち、生活排水に係るBOD汚濁負荷量の推計値と生活排水処理率の推移を以下に示します。

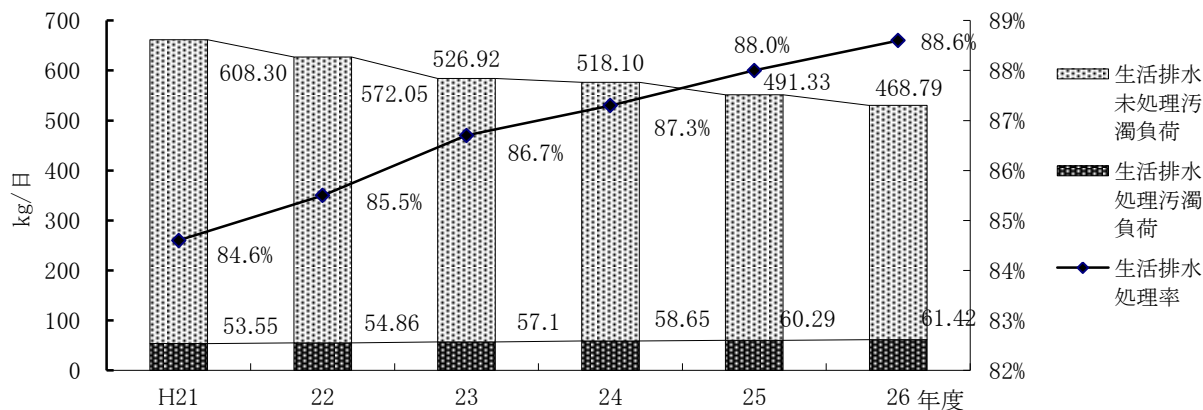


図3-5 生活排水に係るBOD汚濁負荷量と生活排水処理率の推移

(4) 開発行為等事前協議

開発事業を行おうとする事業者は、無秩序な市街化、環境破壊及び災害等を防止し、健康でかつ良好な都市環境を形成するため、都市計画法等を遵守するとともに、事前に市長と協議しなければならないと定めています。

(5) 成田市地球環境保全協定

①目的等

事業者の自主的な環境保全策を促進し、事業者と市が協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、平成 25 年 4 月 1 日から運用を開始しています。

本協定は事業者と市との間で締結するものですが、規制という概念ではなく事業者に自主的に行動してもらうことを目指した紳士協定です。

②対象

市内に事業所があり、そこで事業活動行っている事業者。

③実施内容

協定を締結した事業者は、協定書に定める環境保全策に取り組むとともにエネルギー使用量等の具体的な削減目標を事業者自身が設定し、その達成状況や改善点等を毎年市に報告します。

(6) その他

①なりた環境ネットワーク

平成 20 年 5 月 20 日、「成田の水をきれいにしよう運動推進協議会」及び「空港周辺環境美化協会」を発展統合させた「なりた環境ネットワーク」が設立され、市民・事業者・行政が協働して成田市内の道路や河川等の公共空間における環境整備や環境保全活動を継続して行うことにより、成田市民憲章が提唱する「自然と文化を大切に美しい成田をつくりましょう」の推進に努めています。

主な活動内容とその実施状況（参加人数）は表 3-2 と表 3-3 のとおりです。

表 3-2 主な活動内容

	実施時期	内容
空港周辺道路美化活動	6 月・12 月	なりた環境ネットワークの会員及び市内の事業者などにより、空港に通じる道路（国道 295 号・国道 408 号・国道 51 号）沿いのごみ拾いを行う。
印旛沼自然観察会	7 月・8 月	屋形船に乗船し、印旛沼に直接触れて親しむことにより、沼の実態を市民に知ってもらう。
環境講演会	8 月	講師を招き、環境保全に関する講演会を行う。
印旛沼クリーンハイキング	10 月	ごみを拾いながら印旛沼の水辺をハイキングする。また、麻賀多神社の獅子舞（成田市指定文化財：無形民俗文化財）、印旛沼に関するクイズ大会などを行う。

表 3-3 実施状況（参加人数）の推移

（単位：人）

	平成 17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
空港周辺道路 美化活動	640	321	643	688	707	330	698	347	661	786
印旛沼自然 観察会	40	40	60	37	27	49	47	91	77	73
環境講演会	185	131	133	124	115	216	200	227	187	197
印旛沼クリー ンハイキング	623	746	808	828	627	696	— (※1)	390	367 (※2)	474

※1 悪天候などのため中止

※2 ごみ拾いは雨天のため中止

②成田市リサイクル運動

年々増え続けるごみに対し、減量化及び再資源化を図るため、昭和 58 年度にモデル地区を選定、59 年度から団体登録により実施し、61 年度から実施団体（平成 27 年 4 月 1 日時点 158 団体）及び回収業者に補助金の交付を実施しています。

